

## サービス付き高齢者向け住宅登録事業者のみなさまへ

### 消費税引き上げに伴うサービス提供の対価等の変更に関するお知らせです!!

**消費税が引き上げられたことによるサービス提供の対価等の変更にあっては、登録事項の変更の届出を行う必要はありません\*。**

※令和元年10月1日以降に、消費税の引き上げに伴う変更以外の変更の届出を行う際、併せてサービス提供の対価の金額を変更するものとします。

〈参考〉

- サービス提供の対価等とは、登録申請書(別記様式第一号(第四条関係))別添4に記入する月額等の金額を指します。
- 消費税等に関する問い合わせ先は下記のHPに掲載しています。  
[山口県広報広聴課 HP(相談窓口(行政・税・法律))]  
URL : <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a11000/sodan/01.html>